

命 令 書

申立人 奈良県自動車交通労働組合中川タクシー分会
同 X 1
同 X 2

被申立人 中川タクシーこと
Y

主 文

- 1 被申立人は、申立人中川タクシー分会に対し、「賃上げ」「定年延長」「退職金」「仮眠所設置」並びに「営業車の割り当て」の各項目について、具体的な資料を提出するなどして、十分な説明をし誠意をもって団体交渉を行わなければならない。
- 2 被申立人は、親睦会の慰安旅行経費を負担するなどして、申立人分会の組合員を差別してはならない。
- 3 被申立人は、申立人X 1が営業車に乗務することを拒否し、また、残業することを禁止するなどして、同人を不利益に取り扱ってはならない。
- 4 被申立人は、従来からの労使慣行を無視して、勤続の長い分会員より勤続の短い非分会員に対して専属車を先に割り当てるなどして、申立人分会の組合員を差別してはならない。
- 5 被申立人は、申立人X 1が乗務拒否及び残業禁止のために逸失した賃金相当額について、申立人らと話し合い解決し、X 1に支払わなければならない。
- 6 被申立人は、申立人らに対して、本命令書受領の日から1週間以内に縦1メートル、横2メートルの白色木版に下記のとおり明瞭に墨書して、被申立人の事務所内の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

昭和 年 月 日

奈良県自動車交通労働組合中川タクシー分会
分会長 A 1 殿
分会員 X 1 殿

中川タクシーこと
Y

私が度重なる労働委員会の命令を無視して、貴分会及びX 1に対し、下記の不当労働行為を行った旨奈良県地方労働委員会により認定されました。よって、今後このような行為を繰り返さないことを誓います。

記

- 1 貴分会の要求に対し誠実な団体交渉を行わなかったこと。
- 2 親睦会の慰安旅行経費を負担し、貴分会員を差別したこと。
- 3 X 1に対し、営業車に乗務することを拒否したり、また、残業することを禁止し、差別

したこと。

4 専属車の割り当てについて、貴分会員を差別したこと。

以上、奈良県地方労働委員会の命令により掲示します。

7 親睦会への加入・結成に関することが支配介入行為に当たるとの申立ては、これを却下する。

8 申立人らのその余の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人中川タクシーことY（以下「Y」という。）は、中川タクシーの経営者で、肩書地に事務所を置き一般乗用旅客自動車運送事業を営み、本件審問終結時の従業員は23名、うち運転手は21名であり、保有する車両台数は15台である。

(2) 申立人奈良県自動車交通労働組合中川タクシー分会（以下「分会」という。）は中川タクシーに勤務する運転手17名をもって、昭和52年7月7日に結成された労働組合であって、奈良県自動車交通労働組合（以下「組合」という。）の一分会であり、本件審問終結時の分会員数は12名である。

また、申立人X1（以下「X1」という。）、同X2（以下「X2」という。）は分会の組合員である。

2 本件申立前の不当労働行為救済申立てについて

昭和52年7月分会結成後に分会が当委員会に申し立てた不当労働行為救済申立事件の経過は次のとおりである。

(1) 昭和52年9月3日救済申立て（昭和52年（不）第3号）

昭和53年9月22日一部救済命令

中労委再審査昭和54年12月5日初審命令を一部変更

(2) 昭和54年8月13日救済申立て（昭和54年（不）第3号）

昭和54年10月11日救済申立て（昭和54年（不）第4号）

上記2件併合 昭和56年10月1日一部救済命令

中労委再審査 昭和57年6月25日和解

(3) 昭和55年12月27日救済申立て（昭和55年（不）第2号）

昭和56年12月3日一部救済命令

(4) 昭和59年10月1日救済申立て（昭和59年（不）第6号）

昭和60年7月10日一部救済命令

3 団体交渉について

(1) 昭和61年3月26日、分会及び組合は、Yに対して、賃上げ、退職金、新車の割り当て、定年延長等についての団体交渉の開催を申し入れた。

(2) 同年5月10日に団体交渉が開催された。Yは、その席上、賃上げについては「運賃の値上げで自然増収になっている。スライド（足切額（歩合給対象水揚げ額の最下限をいう。）の引き上げ）をするなど、賃金の制度を変えたい。固定給の引き上げをいうが、組合は怠けることを奨励するのか。どこまで厚顔無恥なのだ。」と述べた。

- (3) 同月25日、賃上げ、新車の割り当てについての団体交渉が開催された。
Yは、その席上「賃上げは回答済だ。話すことはない。」「C1（非組合員C1のこと。以下「C1」という。）の乗務車の入れ替えは46万km走っておりクーラーがもたないので変えた。」と述べた。
- (4) 昭和62年2月16日、分会及び組合は、Yに対して定年延長、専属乗務割り当て等についての団体交渉の開催を申し入れた。
- (5) 同年3月3日、定年延長、専属乗務割り当て等について団体交渉が開催された。Yの長男B1（以下「B1」という。）はその席上「今までどおりや。」と述べた。
- (6) 同月10日、分会及び組合は、Yに春闘要求書（賃上げ、定年延長、退職金等）を提出した。
- (7) 同月28日、分会及び組合は、Yに対して賃上げ等についての団体交渉の開催を申し入れた。
- (8) 同年4月18日、分会及び組合は、Yに対して賃上げ、定年延長等についての団体交渉を即刻開催することを要求した。
- (9) 同月29日、賃上げ、定年延長等について団体交渉が開催され、B1が出席した。B1はその席上「賃上げはできない。定年の延長など知らん。仮眠所など無いし必要ない。」と述べた。
- (10) 同年9月ころ、賃上げ、定年延長等について、団体交渉が開催され、B1が出席した。B1はその席上賃上げについては「考えとこう、現状維持で結局運賃値上げで自然増収になっとると違うか。」と述べ、定年延長については「まあ考えとく。」と述べ、退職金については「まあそれも考えとこう。」と述べ、仮眠所の設置については「設置しない。」と述べ、営業車の割り当てについては「それも考えとこう。」と述べた。

4 親睦会について

- (1) 昭和60年3月17日、非分会員C2（以下「C2」という。）らが中心に7～8名参加して親睦会の結成総会が榎原観光ホテルで開催され、その総会にはYも出席した。
その席でC2は「もう向うの組合でおったって何もならんさかい、結局頼りになるのは社長やからね。それで我々と一諸に親睦会をこしらえてやっていこう。」と発言した。
Yは「ここに集まってくれたのはわしを思うてくれる人間ばかりやから、それでC2委員長に力を貸して一生懸命やってくれ。」と発言した。
- (2) 昭和62年3月9日に親睦会主催の慰安旅行が和歌山県椿温泉の龍神荘で行われ、親睦会の9名が参加し、B1も参加した。

5 配車について

- (1) 昭和61年8月あるいは9月ころ、B1が一番街（榎原市内）方面にいる客へ配車するため午前1時ころ走行中の営業車に対し無線で呼び出しをしたところ、内膳（榎原市内）にいたX2がその呼び出しに応じたが、B1は「もうええわ。」と断り、その後非組合員C3の乗務する車を捜してその客に配車した。
- (2) 昭和62年5月6日、午前8時ころX2が出勤したところ、C4配車係が非組合員のC5（以下「C5」という。）の自宅に電話をし、遠距離の客があるので午前8時30分までに出勤するように連絡していた。
- (3) 同月20日、午後10時すぎX1が、C6配車係から一番街に配車するよう指示を受け、

岡寺方面への客を乗車させるため、指定場所に行ったが、客が見当らなかったため、その旨数回会社に連絡した。その後、客2名が乗車し西大寺方面を指示された、そこで、この旨をC6配車係に連絡して発車したところ、B1が「どこいきよ。」と無線で問いかけ、X1が「西大寺」と応答するとB1が「行きたいんか。配車したのを乗せてもらわな困る。」と応答した。

6 乗務拒否について

(1) 昭和61年9月30日、X1が5月19日に交通事故にあい4か月半程休業した際に、Yより始末書の提出を求められたが、提出を拒否し当日営業車への乗務をしていない。

同年10月1日、同月3日及び同月4日に、X1はYより始末書あるいは誓約書の提出を求められたが、提出を拒否し、これらの日（4日は午前11時ころまで）は営業車への乗務をしていない。

(2) 昭和62年1月14日、中型車に乗務していたX2は、Yから無線で事務所へ戻るよう命令を受け帰所したところ、中型車から降りて小型車に乗り換えるよう指示されたため、X2は乗務せず帰宅した。

また、同月20日及び同月22日、X2が出勤したところ同人の乗務する車がなかったため、乗務できなかった。

7 専属車の割り当てについて

非組合員のC5は、昭和62年1月または2月ころ214号車に、同C7（以下「C7」という。）は、同年5月207号車にいずれも専属割り当てを受けた。

また、X2は小型車、中型車のスペア（専属車を割り当てられていない運転手が空き車にYの指示により乗務することをいう。）についている。

8 残業について

Yは、昭和62年4月ころX1に対して終電車に乗って帰宅できる時間に入庫するよう指示した。

第2 判 断

1 団体交渉について

分会の主張は次のとおりである。

Yは、団体交渉において賃上げ等の労働者の切実な要求に何ら理解を示そうとせず、分会を敵視し、団体交渉開催要求に対して極めて不誠実かつ消極的な態度をとり続けている。

また、団体交渉は開催されているが、Yはその回答の具体的根拠及び合理性を何ら示すことなく「拒否」の結論だけを言い放つという態度に終始しており不誠実な団体交渉である。

他方、Yは、分会との団体交渉は誠意を持って応じ席上責任ある回答をしていると主張する。

以下判断するに、

事実関係については、前記第1、3、(1)ないし(9)で認定したとおりである。

ところで、使用者が誠実に団体交渉を行ったと言えるためには、使用者が単に労働組合の申し入れに応じて形式的な団体交渉を持つだけではならず、その過程において労働組合の要求事項を十分に検討し、また、自己の提案については、その具体的な根拠を明らかにして、その合理性、相当性を相手方である組合に納得させるべく十分な努力を尽すことが

必要である。

本件についてこれをみるに、Yは、賃上げについての分会の要求に対しては、何ら具体的な根拠を示すことはなく、運賃の値上げで賃金は自然増収になっているとか、あるいは賃上げはできない旨の回答を行っているにすぎない。さらに定年延長、退職金、仮眠所設置並びに営業車の割り当て等の各団体交渉項目についても、Yは、無関心な態度を示したり、具体的理由を明示せずに、分会の要求を拒否するなどしており、分会を納得させるに十分な努力を尽したとは認めがたい。

このようなYの分会に対する交渉態度をみると、それは単に形式的な団体交渉に終始していると言うべく、かかるYの分会に対する態度は、誠意ある団体交渉とは言えず、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると言わざるを得ない。

なお、前記第1、3、(10)で認定したとおり、本件救済申立て後の昭和62年9月ころに団体交渉が開催されているが、この席上においても、Yは従前と同様何ら具体的な理由を示すことなく、分会の要求を拒否する旨の発言をしたり、あるいは、分会を納得させるに十分な内容のある回答を行っていないのであって、団体交渉に誠意を持って応じたとは認めがたい。

したがって、申立人分会は、依然団体交渉について救済利益を有していると解するのが相当である。

2 親睦会について

(1) 親睦会への加入・結成について

分会の主張は次のとおりである。

被申立人がC2らをして、昭和60年始めころより、分会員に対し、分会からの脱退と親睦会への加入を勧め、同年3月17日には、親睦会の結成総会を榎原観光ホテルで開催し、出席者全員に八千円位の料理でもてなすとともに各人に五万円宛の金員を配ったことは、分会を分裂弱体化させる目的をもって行った支配介入行為である。

他方、Yは、前記親睦会総会に出席したことはあるが、出席者に料理及び金員の提供を行ったことはなく、分会に対して支配介入した事実はないと主張する。

以下判断するに、

事実関係については、前記第1、4、(1)で認定したとおりである。

分会から脱退したC2を中心に7～8名参加のもとに結成総会が開催された親睦会は、この当日のC2及びYの発言から見て、分会に対立する組織として結成されたものと推認される。

しかし、本件申立ては親睦会結成の昭和60年3月17日から1年以上を経過した昭和62年6月1日になされており、この結成から申立日まで継続的に支配介入があったとするに足る疎明がないので、労働組合法第27条第2項に規定する申立期間に抵触することは明らかである。

よって、労働委員会規則第34条第1項第3号により、この部分に関する申立ては却下する。

(2) 親睦会主催の旅行について

分会の主張は次のとおりである。

昭和62年3月9日椿温泉龍神荘で親睦会の慰安会が開催された。

この慰安会は親睦会の自主的な企画ではなく、Yの従業員の福利厚生を目的としたものであり、この開催費用はYがすべてを負担した。かかる親睦会に対する優遇措置及び利益供与は、不当な組合差別であるとともに組合員の権利を侵害するものである。

したがって、Yは分会員に対して、慰安会へ支出した金員と同額の給付を行うべきである。

他方、Yは慰安会にB 1が参加しているが、その目的とするところは、Yと従業員の親睦であって、分会を差別したことなどはないと主張する。

以下判断するに、

事実関係については、前記第1、4、(2)で認定したとおりである。

この慰安会の費用については、審問の全趣旨よりYが全額負担したものと推認できる。

また、この親睦会は、前記(1)で認定したとおり分会に対立する組織であるから、その親睦会の慰安会の費用をYが負担したことは、分会員を差別する不利益取扱いであり、このことは労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であると言わざるを得ない。

ところで、分会はYに対し、分会員が親睦会の旅行と同等の旅行をする場合に必要な金員を分会員にも支給するよう求めている。

しかし、Yが親睦会の旅行経費を負担したのは従業員の親睦のための旅行であり、Yの福利厚生事業として支出しているのであるから、この旅行に参加しなかったからといって、何ら具体的な旅行計画を有していない分会員に対して、同等の金員を支給することは相当とはいえない。

よって、分会の金員の支払いを求める主張は採用できない。

3 配車について

分会、X 2及びX 1の主張は次のとおりである。

配車差別については、特に一旦親睦会に加入し、その後脱会したX 2とX 1に向けられている。

- (1) 昭和61年8月あるいは9月ころ、X 2に対して、親睦会を脱会した直後、B 1が行っていた配車の無線に応じたところ、B 1はそれを断り、非組合員の乗務する車に配車した。
- (2) 昭和62年5月6日、午前8時ころ、すでに乗務して走行している営業車があるのに、配車係が非組合員の自宅に電話し、遠距離の客があるので出勤せよと連絡し配車しているのをX 2は目撃している。
- (3) 同月20日、X 1に対して、一番街に順次3台配車された際、客を取り違えて乗せてしまったことに対してB 1は無線で激怒した。これは、X 1が間違えて遠距離の客を乗せたことによるためである。

このようにYが、割りの良い仕事を意図的に非組合員にまわすということで分会員を日常的に差別することは、悪質な団結破壊行為であり、労働組合法第7条第1号の不当労働行為である。

他方、Yは次のとおり主張する。

前記(2)について、C 5が阪急団地(奈良県田原本町)から大阪市内まで運行したこと及び前記(3)について、X 1が業務命令に違反し運行したことはあるが、分会員ゆえに差別したことはない。

以下判断するに、

- (1) X 2 については、昭和61年8月ころ、親睦会を脱会したことで、分会側の一派だと B 1 が思ったことが、X 2 の証言から認められるが、分会に加入したのは昭和62年1月28日であり、当該差別のあった昭和61年8月あるいは9月ころには、分会に加入していなかったし、また、そのころ同分会に加入の意思があったと認めるに足る疎明もなく、したがってこの配車をもって直ちに分会員に対する配車差別とは言えない。

よって X 2 及び分会の主張は採用できない。

- (2) 遠距離の客の配車については、C 4 配車係が非組合員の自宅に電話して配車したことは、前記第 1、5、(2)において認定したとおりである。

X 2 の証言によれば、本来営業車の配車は、走行中の営業車に行くことになっており、すでに走行中の営業車があるにもかかわらず、非組合員の自宅に出勤時間より早く出勤せよとわざわざ連絡していることが認められる。

この C 4 配車係が行った配車は、前記配車のしかたに反するものであると言わざるを得ないが、このことから直ちにこの配車が Y の意図を受けてなされたものと認めることができず、したがって被申立人が配車差別を行ったとすることはできない。

よって、分会の主張は採用できない。

- (3) X 1 に対する配車についての事実関係については、前記第 1、5、(3)のとおりである。

X 1 が、一番街への配車を受け、そこへ行ったが、いくら待っても客が来ないので、2、3回「お客さん来いへんで。」と無線で言ったところ C 6 配車係が「ちょっと待って、電話したんやから降りてくるさかい、もうちょっと待って。」と言った。その後「一番街方面 2 台」と無線があったので、X 1 が「一番街別に 2 台あるんやったらもう一台呼んで、僕これ積むわ。」と言ったところ C 6 配車係が「ちょっと待って、電話して言うてるんやから待って、それを積んだってくれ。」と言った。その直後、X 1 の車に客 2 名が乗車し「西大寺方面」と指示されたので、X 1 が「違う客積んだわ、せやさかいあとまたなにしといてや。」と言ったような応答があったことは X 1 の証言より認められる。

かかる経過からみると、配車係はあくまで X 1 には最初に配車した岡寺方面の客を乗せることを期待していたことが窺える。X 1 が客を間違えて乗車させたことは明らかである。そのことに対し B 1 が「おまえ、それどこ積んだんや。」「配車したのを乗せてもらわな困る。」と言ったのは、言葉そのものは穏当を欠いたが、単に配車に従わなかった X 1 に注意したものにすぎないものと判断される。

よって、X 1 が分会員であるから配車差別を受けたとは即断することはできず、X 1 及び分会の主張は採用できない。

4 乗務拒否について

- (1) X 1 について

分会及び X 1 の主張は次のとおりである。

Y は昭和61年5月19日に交通事故を起こし、同年9月30日に出勤した X 1 に対し、同人には何ら過失がないにもかかわらず、その交通事故に基づく休業により Y に迷惑をかけたとして、始末書または誓約書の提出を求めた。

これに対し、X 1 が提出を拒否したため、Y は同日、翌10月1日、同月3日及び同月4日の午前11時ころまでの3日半乗務をさせなかった。

これは、分会員であるX1を嫌悪してなした不利益取扱いであり、また、この3日半の乗務拒否によって被った損害金の支払いを求める。

他方、YはX1に対して、勤務時間中に賭博行為をしていたので始末書等の提出を求めたものであり、これに対しX1は、その提出を拒否し、その後自ら業務を放棄し帰宅したものであると主張する。

以下判断するに、

X1が交通事故のため4か月半程休業したこと、Yより始末書または誓約書の提出を求められたが、それを拒否したため3日半乗務していないことは、前記第1、6、(1)において認定したとおりである。

ところで、X1の交通事故について考えるに、同人に過失があったと認めるに足る証拠はなく、さらに過去に従業員の交通事故の場合、始末書または誓約書を書かせたという例がないことからすると、被害者の立場であるX1に対し始末書または誓約書を提出させることを強要することは酷であり、同人がその提出を拒否することは理解できるところである。

なお、Yは、X1の勤務時間中の賭博行為を始末書等の提出理由であると言うが、当初は、X1が交通事故により4か月半程休んだことがYに迷惑をかけたことをその理由とし、2日目か3日目ころになって、これを撤回し、賭博行為を理由にしたことはX1の証言により明らかであるところから、この点に関するYの主張を採用することはできない。

よって、Yが、X1に対し始末書または誓約書の提出を求め、この提出を拒否したため3日半乗務させなかったことはX1の証言より認められる。

以上のようにX1に対し3日半乗務させなかったことは、同人が親睦会を脱会し、分会に再加入したことを嫌悪してなした不利益取扱いであり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であると言わざるを得ない。

なお、X1は、この乗務拒否に伴う逸失賃金の支払いを求めているが、この逸失額は当事者間で話し合いのうえ解決するのが妥当であると考える。

(2) X2について

分会及びX2の主張は次のとおりである。

X2が、昭和62年1月14日中型車に乗務し走行していたときに、Yは無線で呼び戻して理由を告げることなく中型車から小型車へ乗り換えるよう命じた。

また、同月20日及び同月22日も営業車がないということで乗務をはずされたが、このような場合、慣例に従えば採用されて間もない従業員からはずすべきところが、X2より後に採用された者がいるにもかかわらず、意図的に親睦会を脱会して、分会に加入したX2をはずしたものであり、この行為は乗務割り当ての慣行を無視し、差別したものであり、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

他方、Yは、営業車の配車については、特定運転手に専属的に配車するのではなく、業務の都合により配車する制度をとっていると主張する。

以下判断するに、

事実関係については前記第1、6、(2)で認定したとおりである。

ところで分会及びX2はこれらの事実は親睦会を脱会し、分会に加入したX2に対す

る差別的取扱いにほかならないと主張し、また、X 2 もこのことに関し「昭和61年 8 月ころに親睦会を脱会し、分会員と親しくしていたことから Y より分会の一派とみられるようになり、このような取扱いを受けた」旨の証言をしている。

しかしながら本件は X 2 が分会に加入した昭和62年 1 月28日以前にかかる事実であること、本件においては同人が分会への加入意思を示したり、(分会加入前に) 組合活動に関与するなど分会員とみられても仕方のない行動をとったという具体的事実の立証もないこと、などを併せ考えると、前記 Y の所為が親睦会を脱会した X 2 を分会の一派とみなし、これを嫌悪したがゆえの差別的取扱いであるとする申立人らの主張は直ちに採用することはできない。

5 専属車の割り当てについて

分会の主張は次のとおりである。

中川タクシーでは、2 台を 3 人が交替して運行し、内 2 人は常に同じ車両に乗務している(二車三人制で 2 人は専属車乗務)。この専属乗務員は車への馴れや、車の手入れに気を使わずにすむということから、専属車を希望する乗務員が多く、中川タクシーでは採用時順に専属車の割り当てを行うという慣行が確立している。そこで、本来では C 5 及び C 7 より先に採用されている分会員である C 8 及び X 1 が専属車割り当てを受けるべきである。

ところが、214号車は昭和62年 2 月に退職した C 1 に代って C 5 が、207号車は同年 5 月に退職した C 9 に代って C 7 が各々専属車割り当てを受けており、両名は非組合員である。

また、C 5 より先に採用された X 2 は、中型車のスペアにつくこともできない状態におかれている。

以上のことからみて、Y は専属車割り当てに関する慣行を蹂躪して X 1、X 2、C 8 を差別していることは明白であり、この Y の行為は労働組合法第 7 条第 1 号の不当労働行為に該当する。

他方、Y は、専属車の割り当ては、年功序列、勤務成績の優劣、小型車中型車の空き具合により決定すると主張する。

以下判断するに、

事実関係については、前記第 1、7 で認定したとおりである。

中川タクシーでは、二車三人制をとっており、3 人のうち 2 人は専属車を割り当てられるため、これを希望する乗務員が多いので、採用時順に割り当てをするという慣行が確立されていること、及び分会員である C 8 及び X 1 の両名は、専属車割り当てをはずされ、両名より後に採用された非組合員である C 5 及び C 7 は専属車の割り当てを受けていること、また C 5 より先に採用された X 2 は中型車専属のスペアにもついていないことは、いずれも X 1 及び X 2 の証言より認められる。

一方 Y は、その主張についてなんらの立証をしていないことからして、結局本件の専属車割り当ては、分会員であることを嫌悪してなした不利益取扱いであると認めざるを得ず、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為であると言わざるを得ない。

6 残業について

分会及び X 1 の主張は次のとおりである。

X 1 は、採用以来午前 2 時ころまで残業を行うことを常態としており、残業後の帰宅は同僚の車で送ってもらうか、他社のタクシーを利用しており、通勤用の自家用車を所有し

ていなくても業務に支障がなかった。

ところが、昭和62年4月から同年5月にかけても6日間、X1に対して、Yが電車のあるうちに入庫するよう命令し、残業を禁止した。

従来、Yは乗務員に対して残業を自粛し勤務時間を遵守するよう指示したことはなかったのである。

このことからみて、Yの残業禁止はX1が分会員であることを理由になされた嫌がらせであり、差別であることは明白であり、この行為は労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当し、上記6日間の残業禁止によって被った損害金の支払いを併せ求める。

他方、Yは、昭和62年4月15日にX1が出勤した際、朝一番の乗客を乗せる前に約11km以上を空車で走っており、通常は仕事前に空車で走ることはないの、自己の営業車で自宅に帰るようなことがないよう、終電車に間に合う午後11時に入庫するよう注意したのであると主張する。

以下判断するに、

事実関係については、前記第1、8で認定したとおりである。

X1は、その主張のとおり同僚の自家用車に便乗するなどして帰宅しており、自己の営業車を帰宅に利用していないにもかかわらず、YはX1に対し、前記残業を禁止する言動をなしていることは同人の証書ないしは審問の全趣旨より認められ、他方、Yは上記主張に対し何ら反証をしていない。したがって、Yの上記言動は組合に再加入した同人を嫌悪してなした不利益取扱いと認められ、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であると言わざるを得ない。

なお、分会とX1は、この残業禁止に伴う逸失賃金の支払いを求めているが、この逸失額算定の基礎については当事者間で各々資料を提出し、話し合いのうえ解決するのが妥当であると考えらる。

第3 法律上の根拠

以上の事実認定及び判断に基づいて、当委員会は労働組合法第27条並びに労働委員会規則第34条及び第43条により主文のとおり命令する。

昭和63年11月11日

奈良県地方労働委員会

会長 本 家 重 忠